

13791

東邦TD49J7T2S型
セミトレーラ外觀四面図

東邦車輛株式会社 殿

概要等説明書 (試作車・組立車等審査結果通知書)

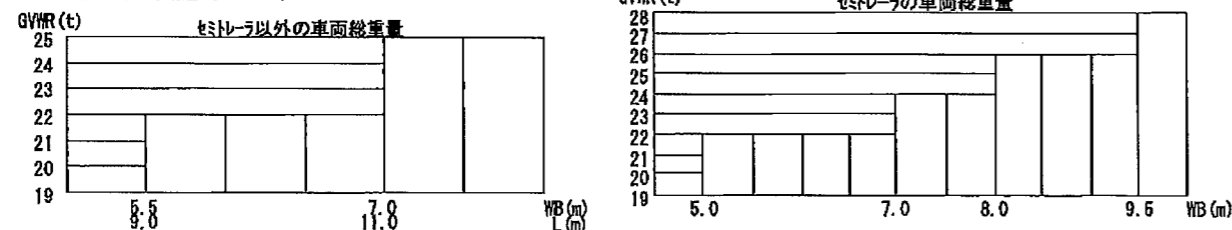
〔指示事項〕

主要諸元比較表

(試作車) 組立車、試作車・組立車改造

項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度	項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度	
車名		東邦		乗車定員人		-		
型式		TD49J7T2S		最大積載量 kg		35000		
自動車の種別		普通		車両重量 kg	前前軸重	17705	(- kg)	
用途		貨物			後前軸重	15260	≤10t (- kg)	
車体の形状		セミトレーラ			後中軸重	-	≤10t (- kg)	
燃料の種類		-			後後軸重	15265	≤10t (- kg)	
原動機型式		-			計	48230	≤28t (- kg)	
規格質量(L)又は定格出力(kW)		-		最大安定傾斜角度°	右 * 58	一般 ≥35°	左 * 58	その他 ≥30°
長さ m		12.270 (11.820)	≤12m	タイヤサイズ	前前軸	-	-	
幅 m		2.990	≤2.5m		後前軸	235/70R17.5	(16960kg)	136/134J
高さ m		2.820	≤3.8m		後中軸	-	(- kg)	
軸距 m		9.150+1.200			後後軸	235/70R17.5	(16960kg)	136/134J
		=10.350						
輪距 m		2.440		前輪荷重 空車	-	≥18、20%		
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m	6.000		割合% 積車	-			
	幅 m	2.990		リヤ・オーバーハング m	1.100	≤1/2 (5.175m)		
	高さ m	-		荷台オフセット m	4.100			
車両重量 kg	前前軸	2990		最小回転半径 m	* 11.7	≤12m		
	後前軸	5120						
	後中軸	-						
	後後軸	5120						
計	13230							

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	30525 kg ≤ 18t	- kg ≤ 20t	- kg ≤ 19t

能力強度等検討

制動能力	踏力 - N	60 km/h	4.59 m/s ²	車軸強度	×
	空気圧	650kpa		操縦装置強度	-
推進軸強度	回転数	-		緩衝装置強度	×
	強度	-		制動装置強度	×
車軸強度	$\sigma_B/\sigma = 570/117.551 \times 2.5 = 1.93 \geq 1.6$			連結装置強度	×
	$\sigma_V/\sigma = 450/117.551 \times 2.5 = 1.53 \geq 1.3$				

注1: (試作車・組立車) の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 注2: 能力強度等検討欄は、該当しないものは-、省略したものは×を記入すること。
 注3: 能力強度等検討欄は、必要に応じて項目を追加・削除することができる。
 注4: *印は日野 2DG-SS1EKHA型トラクタと連結時の計算値を示す。

R023867

装置の概要

目的	建設機械の安全輸送をはかるため、中低床式セミトレーラとして新たに製作されるものである。
車枠及び車体	全体の構造は梯子型で、主レールとアウトリガー及びクロスメンバーとは電気溶接で組まれており、前部下面にキングピンを、後部に車軸装置を取り付けている。当該自動車の「みなしバンパー」は、車体第19第205号(2020年3月26日)のタイプAとする。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	東邦TD50J3T2型セミトレーラ(3国自審第183号71214 類別2506)と同一。前後方向に揺動するウォーキングビームの両端に死軸式の車軸を揺動するように取り付けられたもので、路面の変化に対応接地できる構造である。
操縦装置	
制動装置	東邦TD50J3T2型セミトレーラ(3国自審第183号71214 類別2506)と同一。(主ブレーキ) 空気圧内部拡張式 (駐車ブレーキ) スプリング式 ABS装置一式 (KNORR製)
緩衝装置	東邦TD50J3T2型セミトレーラ(3国自審第183号71214 類別2506)と同一。ウォーキングビーム方式
連結装置	東邦TD50J3T2型セミトレーラ(3国自審第183号71214 類別2506)と同一。第5輪方式
燃料装置	
電気装置	保安基準に適合した電気装置を有する。

注1: 該当する事項が無い場合には、斜線で記入すること
 注2: 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)
 注3: 自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。(第67条関係)